

学内研究費の執行について

- ・大学運営は学生の学納金等や国の補助金等で賄われていることから、経費について説明責任が生じます。よって、その用途は、第三者が納得できるものでなければなりません。
- ・研究費で購入したものは、消耗品、用品、機器備品など**金額にかかわらず、すべて大学に帰属します。**
- ・証憑書類の明細が不確かな場合は、執行できません。
- ・監査等において現物等の確認をさせていただく場合があります。
- ・監査等において第三者に説明できる書類を残すため、執行内容について事務局から適宜確認をさせていただくことがございます。ご協力をお願いいたします。

個人研究費、特別研究費、研究雑費または研究費補助等の名目で、教授等の地位または資格等に応じ、年額または月額により支給されるものについては、大学が当該教授等からその費途の明細を徴し、かつ、購入に係る物品がすべて大学に帰属するものである等、大学が直接支出すべきであったものを当該教授等を通じて支出したと認められるものを除き、当該教授の給与所得とすること。

(税務署の指導による)

● 学術研究目的^(※1)であっても、研究費として執行できないもの

【物 品】

- ① ギフト券、図書カード、クオカード、等の金券 (*コピーカード除く)
- ② 個人名の刻印された物品 (印鑑を含む)
- ③ 新聞 (一般紙)、自宅へ配達される新聞
- ④ 研究目的^(※1)と明確な区分ができない日常品
例) 手帳、年賀状、スマートフォン、携帯電話等
- ⑤ 退職年度の機器備品・用品

【その他】

- ⑥ 土産代 (*ギフト券、図書カード、クオカード、等の金券による謝金は可)
- ⑦ 学会等での懇親会費、飲食代
- ⑧ 出版経費 (*学内出版助成は除く)
- ⑨ 自著出版物 (教科書も含む) の購入経費 (*献本目的も含む)
- ⑩ 学位・資格の取得、顕彰等に係る経費
- ⑪ 各種任意保険料
- ⑫ SIMカード、Wifiモバイルルータ等のデータ通信料を含む機器
(*出張期間におけるSIMカードの購入及びレンタル並びにデータ通信に係る機器のレンタルは執行可)
(*競争的外部資金 (科学研究費助成事業等) での購入は可)

【決済方法】

- ⑬ 金券、ポイントでの執行
- ⑭ 分割払い
- ⑮ 他人名義カードでの執行

● 一般には認められないが、研究費執行の可否を理由書提出により個別に判断するもの

- ⑯ 同種類の物品 (PC、タブレット型端末等) の同一年度内の複数購入
- ⑰ 同種類の物品 (PC、タブレット型端末等) の前年度に続く連続購入

(※1) 個人研究費については、教育目的も含む。

※個人研究費についてはP.3-3「3.個人研究費の用途の範囲及び制限」も併せてご覧ください。